

令和 6 年 2 月 19 日

令和 5 年度栃木県議会
第 399 回通常会議議案(1)

令和5年度栃木県議会 第399回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和6年度栃木県一般会計予算	6
第2号議案	令和6年度栃木県公債管理特別会計予算	29
第3号議案	令和6年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	33
第4号議案	令和6年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
第5号議案	令和6年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	41
第6号議案	令和6年度栃木県国民健康保険特別会計予算	44
第7号議案	令和6年度栃木県営林事業特別会計予算	48
第8号議案	令和6年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	52
第9号議案	令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	55
第10号議案	令和6年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	58
第11号議案	令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算	62
第12号議案	令和6年度栃木県電気事業会計予算	67
第13号議案	令和6年度栃木県水道事業会計予算	73
第14号議案	令和6年度栃木県工業用水道事業会計予算	77

第15号議案	令和6年度栃木県用地造成事業会計予算	81
第16号議案	令和6年度栃木県施設管理事業会計予算	85
第17号議案	栃木県デジタル社会形成推進条例の制定について	89
第18号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について	92
第19号議案	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部改正について	94
第20号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	96
第21号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	97
第22号議案	栃木県行政財産使用料条例の一部改正について	101
第23号議案	とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	102
第24号議案	栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正について	105
第25号議案	栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正について	108
第26号議案	栃木県安心こども基金条例の一部改正について	112
第27号議案	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正について	113
第28号議案	栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について	116
第29号議案	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について	117
第30号議案	栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部改正について	119
第31号議案	栃木県建築基準条例等の一部改正について	122

第32号議案	栃木県手数料条例等の一部改正について……………	133
第33号議案	栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	137
第34号議案	栃木県地方警察職員定数条例の一部改正について……………	138
第35号議案	栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正について……………	139
第36号議案	栃木県警察関係手数料条例の一部改正について……………	142
第37号議案	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について……………	145
第38号議案	市町村が負担する金額について（企業局関係）……………	146
第39号議案	指定管理者の指定について（栃木県総合文化センター）……………	147
第40号議案	指定管理者の指定について（栃木県立日光霧降アイスアリーナ）……………	148
第41号議案	指定管理者の指定について（栃木県グリーンスタジアム）……………	149
第42号議案	指定管理者の指定について（栃木県ライフル射撃場）……………	150
第43号議案	指定管理者の指定について（栃木県立県南体育館）……………	151
第44号議案	指定管理者の指定について（栃木県立県北体育館）……………	152
第45号議案	指定管理者の指定について（栃木県立温水プール館）……………	153
第46号議案	指定管理者の指定について（とちぎ男女共同参画センター）……………	154
第47号議案	指定管理者の指定について（とちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがいがづくりセンター）……………	155

第48号議案	指定管理者の指定について（とちぎ福祉プラザ）	156
第49号議案	指定管理者の指定について（栃木県立日光自然博物館・栃木県奥日光地区駐車場・栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設）	157
第50号議案	指定管理者の指定について（栃木県立宇都宮産業展示館）	158
第51号議案	指定管理者の指定について（栃木県なかがわ水遊園）	159
第52号議案	指定管理者の指定について（とちぎ花センター）	160
第53号議案	指定管理者の指定について（栃木県土上平放牧場）	161
第54号議案	指定管理者の指定について（とちぎ明治の森記念館）	162
第55号議案	指定管理者の指定について（栃木県井頭公園）	163
第56号議案	指定管理者の指定について（栃木県那須野が原公園）	164
第57号議案	指定管理者の指定について（栃木県みかも山公園）	165
第58号議案	指定管理者の指定について（栃木県日光だいや川公園）	166
第59号議案	指定管理者の指定について（栃木県とちぎわんぱく公園）	167
第60号議案	指定管理者の指定について（栃木県立とちぎ海浜自然の家）	168
第61号議案	指定管理者の指定について（栃木県立なす高原自然の家）	169
第62号議案	指定管理者の指定について（栃木県民ゴルフ場）	170
第63号議案	包括外部監査契約の締結について	171

第1号議案

令和6年度栃木県一般会計予算

令和6年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ932,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	257,000,000
	1 県民税	81,001,000
	2 事業税	66,169,000
	3 地方消費税	42,514,000
	4 不動産取得税	4,582,000
	5 県たばこ税	2,447,000
	6 ゴルフ場利用税	2,245,000
	7 軽油引取税	20,944,000
	8 自動車税	37,068,000
	9 鉱区税	7,700
	10 狩猟税	21,000
	11 旧法による税	1,300

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		102,328,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	102,328,000
3 地 方 讓 与 税		41,100,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	37,900,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,600,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	400,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	100,000
4 地 方 特 例 交 付 金		7,300,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	7,300,000
5 地 方 交 付 税		147,500,000
	1 地 方 交 付 税	147,500,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,548,907

	1 負 担 金	3,548,907
8 使 用 料 及 び 手 数 料		10,056,213
	1 使 用 料	6,835,093
	2 手 数 料	3,221,120
9 国 庫 支 出 金		92,962,455
	1 国 庫 負 担 金	46,175,542
	2 国 庫 補 助 金	45,540,965
	3 委 託 金	1,245,948
10 財 産 収 入		1,596,741
	1 財 産 運 用 収 入	706,846
	2 財 産 売 払 収 入	889,895
11 寄 附 金		60,786
	1 寄 附 金	60,786
12 繰 入 金		39,562,773
	1 特 別 会 計 繰 入 金	261,095
	2 基 金 繰 入 金	39,301,678

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		163,684,125
	1 延滞金、加算金及び過料等	261,683
	2 県預金利子	12
	3 貸付金元利収入	148,109,995
	4 受託事業収入	847,776
	5 収益事業収入	11,734,360
	6 雑入	2,730,299
15 県債		64,500,000
	1 県債	64,500,000
歳入	合計	932,800,000

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,468,111
	1 議 会 費	1,468,111
2 総 務 費		40,890,292
	1 総 務 管 理 費	21,013,833
	2 企 画 費	4,828,931
	3 徴 税 費	9,405,689
	4 市 町 村 振 興 費	2,246,497
	5 選 挙 費	894,278
	6 防 災 費	1,675,553
	7 統 計 調 査 費	495,631
	8 人 事 委 員 会 費	151,729
	9 監 査 委 員 費	178,151
3 民 生 費		113,468,283

款	項	金額
	1 社 会 福 祉 費	65,751,830
	2 児 童 福 祉 費	41,576,415
	3 生 活 保 護 費	3,422,877
	4 災 害 救 助 費	18,783
	5 県 民 生 活 費	2,698,378
4 衛 生 費		74,648,053
	1 公 衆 衛 生 費	36,018,346
	2 環 境 衛 生 費	3,182,785
	3 保 健 所 費	2,163,529
	4 医 薬 費	25,901,111
	5 病 院 費	4,210,665
	6 環 境 対 策 費	3,171,617
5 勞 働 費		2,052,523
	1 勞 政 費	426,952
	2 職 業 訓 練 費	1,417,022

	3 失 業 対 策 費	103,357
	4 労 働 委 員 会 費	105,192
6 農 林 水 産 業 費		37,201,195
	1 農 業 費	11,647,526
	2 畜 産 業 費	3,031,776
	3 農 地 費	10,941,156
	4 林 業 費	10,597,122
	5 水 産 業 費	924,069
	6 自 然 保 護 費	59,546
7 商 工 費		153,707,492
	1 商 工 費	152,299,167
	2 観 光 費	1,408,325
8 土 木 費		78,795,138
	1 土 木 管 理 費	4,435,727
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,538,260
	3 河 川 費	21,965,886

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	8,250,311
	5 住 宅 費	2,604,954
9 警 察 費		46,426,686
	1 警 察 管 理 費	45,046,758
	2 警 察 活 動 費	1,379,928
10 教 育 費		178,845,588
	1 教 育 総 務 費	24,680,211
	2 小 学 校 費	59,805,160
	3 中 学 校 費	35,452,633
	4 高 等 学 校 費	36,708,860
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,216,016
	6 社 会 教 育 費	2,235,029
	7 保 健 体 育 費	4,747,679
11 災 害 復 旧 費		2,577,742
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	227,081

	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,340,000
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,661
12 公 債 費		98,347,697
	1 公 債 費	98,347,697
13 諸 支 出 金		103,871,200
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	41,443,000
	2 利 子 割 交 付 金	69,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	51,499,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,587,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200
	6 配 当 割 交 付 金	1,562,000
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,770,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	991,000
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	4,950,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000

款	項	金額
歲	出 合 計	932,800,000

第2表 継 続 費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎駐車場管制設備更新工事費	353,430	令和6年度	110,880		
				令和7年度	242,550		
	6 防災費	防災行政ネットワークシステム 衛星通信設備更新工事費	1,889,454	令和6年度	204,686		
				令和7年度	1,684,768		
				次期防災情報システム設計費	105,000	令和6年度	55,000
						令和7年度	50,000
				新防災教育施設設計費	94,100	令和6年度	29,000
						令和7年度	65,100
	新防災教育施設展示設計費	84,000	令和6年度	51,000			
			令和7年度	33,000			
4 衛生費	6 環境対策費	のざわ特別支援学校 省エネ設備整備費	86,128	令和6年度	17,226		
				令和7年度	68,902		
9 警察費	1 警察管理費	警察本部庁舎機械式駐車場 更新工事費	469,810	令和6年度	14,095		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
				令和7年度	136,245
				令和8年度	319,470
10 教育費	4 高等学校費	鹿沼南高・鹿沼商工高 新校実習棟新築工事設計費	85,251	令和6年度	51,151
				令和7年度	34,100
		今市高・今市工業高・日光明峰高 新校大教室等新築工事設計費	21,789	令和6年度	10,895
				令和7年度	10,894
		今市高・今市工業高・日光明峰高 新校管理教室棟改修工事設計費	908	令和6年度	454
				令和7年度	454
		真岡北陵高・真岡工業高 新校実習棟新築工事設計費	73,412	令和6年度	29,365
				令和7年度	44,047
		真岡北陵高・真岡工業高 新校受変電設備工事設計費	12,151	令和6年度	4,860
				令和7年度	7,291
		那須拓陽高・那須清峰高 新校本館棟新築工事設計費	176,899	令和6年度	88,450
				令和7年度	70,759
				令和8年度	17,690

	6 社 会 教 育 費	青 少 年 教 育 施 設 解 体 費	233,900	令和6年度	187,120
				令和7年度	46,780

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
大 阪 ・ 関 西 万 博 出 展 事 業	令和7年度	40,000
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和7年度	13,206
次 期 税 務 シ ス テ ム 導 入 費	令和7年度から令和8年度まで	1,137,293
地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務 (令 和 6 年 度 発 行 分)	令和6年度から令和16年度まで	共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額135,000,000千円から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
森 林 路 網 整 備 事 業	令和7年度	15,000
県 単 治 山 事 業	令和7年度	30,000
自 然 公 園 等 施 設 整 備 事 業 (県 単)	令和7年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が

事 項	期 間	限 度 額
に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額から一般社団法人全国信用保証協会連合会が行う経営安定関連保証等損失補償を除いた額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）に相当する額（ただし、伴走支援型特別融資に限る。）
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額

栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和6年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
離職者等再就職訓練事業費	令和7年度から令和8年度まで	75,559
農業近代化資金利子補給	令和7年度から令和29年度まで	631,781
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和7年度から令和24年度まで	43,750
奨励品種選定基本調査委託事業	令和7年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和7年度から令和31年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和7年度から令和21年度まで	1,473
水利施設整備事業 （那須野原地区深山ダム管理棟更新工事）	令和7年度	251,000

事 項	期 間	限 度 額
水 利 施 設 整 備 事 業 (佐 野 用 水 地 区 電 気 通 信 設 備 改 修 工 事)	令 和 7 年 度	240,000
水 利 施 設 整 備 事 業 (部 屋 南 部 地 区 排 水 機 場 改 修 工 事)	令 和 7 年 度 从 令 和 8 年 度 未 だ	300,000
道 路 保 全 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	3,000,000
道 路 保 全 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度 从 令 和 8 年 度 未 だ	285,000
快 適 だ 安 全 な 道 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	6,000,000
快 適 だ 安 全 な 道 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度 从 令 和 8 年 度 未 だ	1,230,000
快 適 だ 安 全 な 道 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度 从 令 和 9 年 度 未 だ	8,610,000
河 川 受 託 事 業	令 和 7 年 度	265,000
安 全 な 川 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	3,290,000
安 全 な 川 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度 从 令 和 8 年 度 未 だ	2,650,000
安 全 な 川 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度 从 令 和 9 年 度 未 だ	1,950,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	110,000
砂 防 施 設 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	1,500,000
街 路 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	2,200,000
魅 力 ある 公 園 づ ぐ り 事 業 (補 助)	令 和 7 年 度	50,000

道路保全事業（県単）	令和7年度	2,000,000
快適で安全な道づくり事業（県単）	令和7年度	600,000
河川砂防保全事業（県単）	令和7年度	255,000
緊急防災・減災対策事業（河川砂防）	令和7年度	395,000
河川砂防施設づくり事業（県単）	令和7年度	80,000
魅力ある公園づくり事業（県単）	令和7年度	10,000
とちぎ学力向上推進事業費	令和7年度	28,607
違法駐車対策確認事務委託事業	令和7年度	33,000

第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	5,749,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	45,000	同	上	同
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	825,000	同	上	同
土 地 改 良 事 業 費	1,718,000	同	上	同
林 道 事 業 費	60,000	同	上	同
治 山 事 業 費	930,000	同	上	同
県 単 林 道 事 業 費	33,000	同	上	同
県 単 治 山 事 業 費	161,000	同	上	同
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	206,000	同	上	同
国 庫 補 助 道 路 事 業 費	10,372,000	同	上	同

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助河川改良費	5,248,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国庫補助砂防費	1,017,000	同	上	同
国庫補助街路事業費	1,756,000	同	上	同
公園緑地整備費	160,000	同	上	同
県営住宅建設事業費	862,000	同	上	同
県有建築物耐震化推進事業費	182,000	同	上	同
直轄道路事業負担金	2,018,000	同	上	同
直轄河川事業負担金	1,887,000	同	上	同
直轄砂防事業負担金	1,064,000	同	上	同
地方道路等整備事業費	13,100,000	同	上	同
河川等整備事業費	4,450,000	同	上	同
地域活性化事業費	347,000	同	上	同

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備費	344,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
交通安全施設整備費	1,296,000	同	上	上
学校施設整備費	4,064,000	同	上	上
教育施設等整備費	580,000	同	上	上
農林水産施設災害復旧費	60,000	同	上	上
土木施設災害復旧費	866,000	同	上	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	上
臨時財政対策債	5,000,000	同	上	上
計	64,500,000			

第2号議案

令和6年度栃木県公債管理特別会計予算

令和6年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,164,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,739,060
	1 一般会計繰入金	4,405,660
	2 基金繰入金	3,333,400
2 県債		35,425,000
	1 県債	35,425,000
歳入	合計	43,164,060

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		43,164,060
	1 公 債 費	43,164,060
歳 出 合 計		43,164,060

第2表 地 方 債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	35,425,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第3号議案

令和6年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和6年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,923,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,922,140
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,922,140
2 県 債		2,001,320
	1 県 債	2,001,320
歳 入	合 計	3,923,460

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		2,001,320
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	2,001,320
2 公 債 費		1,922,140
	1 公 債 費	1,922,140
歳 出 合 計		3,923,460

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	1,001,664	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	899,328	同	上	上
栃木県立岡本台病院貸付金	100,328	同	上	上
計	2,001,320			

第4号議案

令和6年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		174,592
	1 繰越金	174,592
3 諸収入		209,548
	1 貸付金収入	193,322
	2 預金利子	11
	3 雑収入	16,215
歳入	合計	384,140

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		384,140
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	384,140
歳 出	合 計	384,140

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉社資金	令和7年度から令和11年度まで	318,096
寡婦福祉社資金	令和7年度から令和11年度まで	26,658
父子福祉社資金	令和7年度から令和11年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	

第5号議案

令和6年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和6年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304,640千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 共 済 掛 金 収 入		26,789
	1 共 済 掛 金 収 入	26,789
2 国 庫 支 出 金		53,202
	1 国 庫 補 助 金	53,202
3 繰 入 金		55,415
	1 一 般 会 計 繰 入 金	55,415
4 繰 越 金		27
	1 繰 越 金	27
5 諸 収 入		169,207
	1 年 金 給 付 金 収 入	169,206
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	304,640

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 心身障害者扶養共済事業費		304,640
	1 心身障害者扶養共済事業費	304,640
歳 出	合 計	304,640

第6号議案

令和6年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和6年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,663,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		48,791,377
	1 負担金	48,791,377
2 国庫支出金		46,701,793
	1 国庫負担金	33,935,732
	2 国庫補助金	12,766,061
3 財産収入		536
	1 財産運用収入	536
4 繰入金		13,547,921
	1 一般会計繰入金	11,047,921
	2 基金繰入金	2,500,000
6 諸収入		60,622,303
	1 雑入	60,622,303

款	項	金額
歲	入 合 計	169,663,930

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 事 業 費		169,663,930
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費	169,663,930
歳 出	合 計	169,663,930

第7号議案

令和6年度栃木県営林事業特別会計予算

令和6年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		19,991
	1 国庫補助金	19,991
3 財産収入		72,550
	1 財産売却収入	72,550
4 繰入金		194,392
	1 一般会計繰入金	194,392
5 繰越金		47,466
	1 繰越金	47,466
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金 額
	2 雜 入	1,993
歳 入	合 計	348,020

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		177,669
	1 県 営 林 事 業 費	177,669
2 公 債 費		170,051
	1 公 債 費	170,051
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	348,020

第8号議案

令和6年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		160,820
	1 繰入金	20
	2 繰越金	159,220
	3 貸付金収入	1,580
2 業務勘定		2,050
	1 繰入金	582
	2 繰越金	805
	3 預金利子	2
	4 雑入	661
歳入	合計	162,870

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		160,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金	160,820
2 業 務 勘 定		2,050
	1 管 理 指 導 事 務 費	1,950
	2 予 備 費	100
歳 出 合 計		162,870

第9号議案

令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和6年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,140千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6
	1 負担金	6
2 繰越金		24,899
	1 繰越金	24,899
3 諸収入		12,235
	1 貸付金元利収入	12,000
	2 預金利子	200
	3 雑入	35
歳入	合計	37,140

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		19,060
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	19,060
2 公 債 費		18,080
	1 公 債 費	18,080
歳 出 合 計		37,140

第10号議案

令和6年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付勘定		167
	1 繰越金	167
2 農業改良資金業務勘定		963
	1 繰入金	503
	2 繰越金	188
	3 預金利息	1
	4 雑入	271
3 就農支援資金貸付勘定		59,937
	2 繰越金	36,255
	3 貸付金収入	23,682
4 就農支援資金業務勘定		593
	1 繰入金	591

款	項	金額
	3 預 金 利 子	1
	4 雜 入	1
歲 入	合 計	61,660

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		167
	1 国庫補助金納付金	111
	2 繰 出 金	56
2 農業改良資金業務勘定		963
	1 管理指導事務費	543
	2 予 備 費	420
3 就農支援資金貸付勘定		59,937
	2 公 債 費	39,958
	3 繰 出 金	19,979
4 就農支援資金業務勘定		593
	1 管理指導事務費	273
	2 予 備 費	320
歳 出	合 計	61,660

第11号議案

令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	57,208,000m ³
3	一日平均処理水量	156,734m ³
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設事業	事業費 2,459,533千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		9,789,000千円
第1項 営業収益		5,876,881千円

第2項 営業外収益 3,912,118千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 9,445,000千円

第1項 営業費用 9,241,330千円

第2項 営業外費用 196,669千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額914,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,798千円、過年度分損益勘定留保資金223,343千円及び当年度分損益勘定留保資金647,859千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,175,000千円

第1項 企業債 547,900千円

第2項 負担金 549,950千円

第3項 受託事業収入 168,290千円

第4項 国庫補助金 1,908,860千円

支 出

第1款 資本的支出	4,089,000千円
第1項 建設改良費	3,176,321千円
第2項 固定資産購入費	10,269千円
第3項 企業債償還金	892,594千円
第4項 国庫補助金返還金	2,816千円
第5項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北 那 須 流 域 下 水 道 管 理 費	令和7年度から令和9年度まで	1,554,654千円
渡良瀬川下流流域下水道 管理費（大岩藤処理区）	令和7年度から令和9年度まで	1,274,946千円
渡良瀬川下流流域下水道 管理費（思川処理区）	令和7年度から令和9年度まで	1,217,513千円
令和6年度巴波川流域 下水道建設費	令和7年度	502,500千円

令和6年度渡良瀬川下流流域 下水道建設費（思川処理区）	令和7年度	285,000千円
令和6年度下水道資源化工場 建設費	令和7年度から令和8年度まで	2,492,100千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	547,900千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

188,379千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、930,054千円である。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

第12号議案

令和6年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量	219,952,000キロワット時
2	主要な建設改良事業	
	深山発電所建設事業	事業費 627,807千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		3,797,000千円
第1項 営業収益		3,776,060千円
第2項 財務収益		2,408千円
第3項 事業外収益		18,530千円

第4項 特別利益 2千円

支 出

第1款 電気事業費用 3,257,000千円

第1項 営業費用 3,028,884千円

第2項 財務費用 36,670千円

第3項 事業外費用 189,446千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,361,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126,676千円、建設改良積立金28,686千円、地域振興積立金70,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,135,638千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 166,000千円

第1項 企業債 165,000千円

第2項 長期貸付金償還金 600千円

第3項 固定資産売却代金 1千円

第4項 雑収入 399千円

支 出

第1款 資本的支出	1,527,000千円
第1項 建設改良費	1,398,159千円
第2項 企業債償還金	56,828千円
第3項 投 資	13千円
第4項 繰 出 金	70,000千円
第5項 予 備 費	2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	今市発電管理事務所 集中監視制御装置 更新工事	千円 1,738,000	令和6年度	千円 55,000
				令和7年度	550,000
				令和8年度	550,000
				令和9年度	583,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		東荒川発電所 主要変圧器 更新工事	千円 39,600	令和6年度	千円 13,200
				令和7年度	26,400
		東荒川発電所 直流電源装置等 更新工事	36,300	令和6年度	13,200
				令和7年度	23,100
		板室発電所 主要機器更新等工事	1,857,944	令和6年度	110,000
				令和7年度	330,000
				令和8年度	1,417,944

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
今市発電管理事務所 集中監視制御装置撤去工事	令和7年度から令和9年度まで	165,000千円
東荒川発電所 主要変圧器撤去工事	令和7年度	4,400千円
東荒川発電所 直流電源装置等撤去工事	令和7年度	3,300千円
板室発電所 主要機器等撤去工事	令和7年度から令和8年度まで	569,008千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
今市発電管理事務所集中監視制御装置更新工事	55,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
板室発電所主要機器更新等工事	110,000千円	同上	同上	同上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

395,084千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第13号議案

令和6年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,921,900m ³
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	226,884千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	362,662千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道用水供給事業収益	2,044,000千円
第1項	営業収益	1,992,575千円
第2項	営業外収益	51,423千円

第3項 特別利益 2千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用 1,956,000千円

第1項 営業費用 1,920,327千円

第2項 営業外費用 33,673千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額811,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,333千円、減債積立金59,454千円、建設改良積立金180,000千円及び過年度分損益勘定留保資金517,213千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 46,000千円

第1項 国庫補助金 45,200千円

第2項 受託工事受入金 1千円

第3項 雑収入 799千円

支 出

第1款 資本的支出 857,000千円

第1項 建設改良費	589,546千円
第2項 企業債償還金	59,454千円
第3項 投資	200,000千円
第4項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	折戸調整池PCタンク 内面塗装工事	千円 178,730	令和6年度	千円 12,016
				令和7年度	166,714
		北那須浄水場 太陽光発電設備 設置工事	95,415	令和6年度	16,475
				令和7年度	78,940
		鬼怒浄水場 太陽光発電設備 設置工事	181,573	令和6年度	73,927
				令和7年度	107,646

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
折戸調整池PCタンク 内面塗装撤去工事	令和7年度	557千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 210,503千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第14号議案

令和6年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		8,974,620m ³
2	主要な建設改良事業		
	鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	128,444千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工業用水道事業収益	906,000千円
第1項	営業収益	542,319千円
第2項	営業外収益	363,680千円
第3項	特別利益	1千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	1,029,000千円
第1項 営業費用	869,246千円
第2項 営業外費用	7,754千円
第3項 特別損失	151,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額214,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,042千円、長期借入金償還積立金90,000千円及び過年度分損益勘定留保資金111,958千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,000千円
第1項 国庫補助金	8,115千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	884千円

支 出

第1款 資本的支出	223,000千円
第1項 建設改良費	128,444千円

第2項 長期借入金償還金 90,556千円

第3項 予備費 4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	太陽光発電設備 設置工事	千円 39,859	令和6年度	千円 16,229
				令和7年度	23,630

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

49,186千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令 和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第15号議案

令和6年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 土 地 造 成	事業費	2,414,000千円
-----------	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 用地造成事業収益	28,000千円
--------------	----------

第1項 営業収益	27,003千円
----------	----------

第2項 営業外収益	995千円
-----------	-------

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 用地造成事業費用	137,000千円
--------------	-----------

第1項 営業費用	120,361千円
第2項 営業外費用	6,638千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,000千円は、過年度分損益勘定留保資金30,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,513,000千円
第1項 企業債	1,972,000千円
第2項 基金収益	9千円
第3項 負担金	530,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	590千円

支 出

第1款 資本的支出	2,543,000千円
------------------	--------------------

第1項 建設改良費	2,537,991千円
第2項 基金積立金	9千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	1,972,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

121,838千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	足利市久保田地区	220,000 m ²

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第16号議案

令和6年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2	賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	経営総合管理事業収益	235,000千円
第1項	営業外収益	235,000千円
第2款	ゴルフ場事業収益	33,000千円
第1項	営業収益	23,100千円
第2項	営業外収益	9,900千円

第3款 賃貸ビル事業収益	193,000千円
第1項 営業収益	192,122千円
第2項 営業外収益	878千円
	支出
第1款 経営総合管理事業費用	235,000千円
第1項 営業費用	218,608千円
第2項 営業外費用	16,392千円
第2款 ゴルフ場事業費用	29,000千円
第1項 営業費用	27,738千円
第2項 営業外費用	1,262千円
第3款 賃貸ビル事業費用	161,000千円
第1項 営業費用	151,664千円
第2項 営業外費用	9,336千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（翌年度以降の支出の財源に充当する額10,780千円を除く）が資本的支出額に対し不足する額13,000千円（ゴルフ場事業）及び49,780千円（賃貸ビル事業）は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額300千円及び過年度分損益勘定留保資金62,480千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 ゴルフ場事業資本的収入	2,000千円
第1項 他会計繰入金	2,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的収入	11,000千円
第1項 修繕預り金収入	10,780千円
第2項 雑収入	220千円

支 出

第1款 ゴルフ場事業資本的支出	15,000千円
第1項 建設改良費	3,300千円
第2項 長期借入金償還金	11,700千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	50,000千円
第1項 企業債償還金	20,000千円
第2項 長期借入金償還金	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本町合同ビルESCO事業	令和7年度から令和21年度まで	529,050千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営 業 費 用
- 2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 職 員 給 与 費 | 162,958千円 |
| 2 | 交 際 費 | 200千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 ゴルフ場事業に関するクラブハウスリニューアル工事のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令 和 6 年 2 月 19 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第17号議案

栃木県デジタル社会形成推進条例の制定について

栃木県デジタル社会形成推進条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県デジタル社会形成推進条例

デジタル技術は、人々の生活の質を向上させるとともに、人口減少や少子高齢化により顕在化する地域の課題の解決に資するものである。近年、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備が進み、個人でも、スマートフォン等の通信端末機器を利用し、ウェブサイト等を通じて情報発信、商品購入等を行えるようになるなど、デジタル社会の形成が進んできている。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及等に伴い、この流れは加速していくものと思われる。

本県においてもデジタル社会の形成は着実に進んでいる一方、デジタル技術の利用を苦手とするなど、これを使うことに不自由を感じる者も少なくない。また、デジタル技術を活用したサービスや基盤等を新たに創出し、発展させていく専門的な人材も十分とはいえない。

こうした課題に的確に対応し、本県におけるデジタル社会の形成を力強く進めていくためには、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえ、デジタル技術の活用に関する県民の理解と関心を深めるとともに、子どもから大人まで、誰もが安全で快適にデジタル技術を利用できる環境の整備及びデジタル技術に係る専門的な人材の育成等が必要である。

ここに、私たちは、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル社会 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。
- (2) デジタル技術 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。
- (3) デジタル人材 デジタル技術の活用に関する専門的な知識及び技術を有する人材をいう。

(基本理念)

第3条 デジタル社会の形成は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 安全で快適にデジタル技術を利用できること。

- (2) デジタル人材が育ち、及び活躍できること。
- (3) デジタル技術の活用により、便利なサービスが提供され、及び情報を効果的かつ効率的に活用するための仕組みが構築されること。
- (4) 全ての県民が、デジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、事業者及び県民によるデジタル社会の形成に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(県と市町村との協力)

第5条 県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 知事は、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、デジタル社会の形成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(便利に暮らすことのできる地域社会の実現)

第9条 県は、デジタル技術の活用により便利に暮らすことのできる地域社会を実現するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) デジタル技術の活用による地域の課題の解決のための施策
- (2) デジタル技術の活用による行政手続の利便性の向上のための施策
- (3) デジタル技術の活用による効果的かつ効率的な情報の提供のための施策
- (4) デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるための施策

(安全で快適なデジタル技術の利用)

第10条 県は、県民が安全で快適にデジタル技術を利用できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(デジタル人材の育成等)

第11条 県は、デジタル人材の育成及びデジタル人材が活躍できる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(情報システムの連携等)

第12条 県は、デジタル技術を用いた情報の活用を図るため、各種データの収集及び分析、様々な分野における情報システムの連携その他必要な施策

を講ずるものとする。

(デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正)

第13条 県は、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できるよう、様々な要因に基づくデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められているデジタル社会の形成に関する県の基本的な計画であって、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

第18号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年栃木県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年栃木県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第19号議案

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部改正について

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第1条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成20年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8 _____に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 栃木県行政不服審査会条例(平成28年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の審議会として、<u>同法第30条の40第2項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)</u>の規定により、調査審議し、及び知事に建議</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項 _____に規定する都道府県の審議会として、<u>同条第2項 _____</u>の規定により、調査審議し、及び知事に建議</p>

すること。	すること。
-------	-------

第3条 栃木県行政不服審査会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項（同法第<u>30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の審議会として、同法第30条の40第2項（同法第<u>30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項（同法第<u>30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）に規定する都道府県の審議会として、同法第30条の40第2項（同法第<u>30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第20号議案

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条関係）		別表第1 （第2条、第3条関係）	
1～35 略		1～35 略	
35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	大田原市_____	35の2 栃木県景観条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	大田原市 <u>及び</u> <u>市貝町</u>
35の3～42 略		35の3～42 略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第21号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～16 略		1～16 略	
17 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200</u> 円 2 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300</u> 円 3 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200</u> 円	17 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600</u> 円 2 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600</u> 円 3 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700</u> 円
18 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	<u>5,300円</u>	18 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	<u>4,700円</u>
19～22 略		19～22 略	
23 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	1 甲種消防設備士試験 <u>6,600円</u> 2 乙種消防設備士試験 <u>4,400円</u>	23 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	1 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u> 2 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>
24～242 略		24～242 略	
243 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項（同法	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金	243 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項（同法	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金

<p>第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>額 1 略 2 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び258の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円） (1)～(10) 略 3 略</p>	<p>第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>額 1 略 2 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。_____次項及び258の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (1)～(10) 略 3 略</p>
<p>244～246 略</p>		<p>244～246 略</p>	
<p>247 高圧ガス保安法第20条第1項（同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>243の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律_____第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められ</p>	<p>247 高圧ガス保安法第20条第1項（同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>243の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められ</p>

	たものの完成検査にあつては、 6,100円)
248～302 略	
303 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第2条 第1号の規定に基づく技能検定 試験の実施	1 実技試験 18,200円 (知事が 指定する者にあつては、3,100円 以上 <u>13,700円</u> 以内) 2 略
304～326 略	
327 栃木県産業技術センターが依 頼に基づき実施する試験、測定 又は作業	1 金属の物理試験、化学試験又 は測定 次に掲げる試験又は測 定の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (1)～(7) 略 (8) その他の試験又は測定 790 円以上 <u>24,500円</u> 以内 2～8 略 9 食品等の検査 1項目につき 790円以上 <u>6,020円</u> 以内 10～15 略
328～330 略	
331 栃木県産業技術センター窯業 技術支援センターが依頼に基づ き実施する試験、測定又は作業	1 窯業材料等の _____ _____物理試 験 790円以上 <u>3,750円</u> 以内 2 略 <u>3～5</u> 略
332～411の9 略	
411の10 栃木県林業大学校が依頼 に基づき実施する卒業証明書等 の交付	1 通につき420円
412～517 略	

	たものの完成検査にあつては、 6,100円)
248～302 略	
303 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第2条 第1号の規定に基づく技能検定 試験の実施	1 実技試験 18,200円 (知事が 指定する者にあつては、3,100円 以上 <u>12,100円</u> 以内) 2 略
304～326 略	
327 栃木県産業技術センターが依 頼に基づき実施する試験、測定 又は作業	1 金属の物理試験、化学試験又 は測定 次に掲げる試験又は測 定の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (1)～(7) 略 (8) その他の試験又は測定 790 円以上 <u>24,700円</u> 以内 2～8 略 9 食品等の検査 1項目につき 790円以上 <u>2,680円</u> 以内 10～15 略
328～330 略	
331 栃木県産業技術センター窯業 技術支援センターが依頼に基づ き実施する試験、測定又は作業	1 窯業材料等の耐火度、耐圧強 度、吸水率又は比重等の物理試 験 790円以上 <u>4,820円</u> 以内 2 略 3 窯業材料等の凍害試験 1サ イクルにつき <u>1,550円</u> 4～6 略
332～411の9 略	
412～517 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の17の項、18の項及び23の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされている事務（改正前の別表第1の17の項、18の項及び23の項の左欄に掲げる事務を除く。）に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請等がなされている事務（改正前の別表第1の17の項、18の項及び23の項の左欄に掲げる事務に限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。

第22号議案

栃木県行政財産使用料条例の一部改正について

栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準	別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準
略	略
備考	備考
1 略	1 略
2 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</u>	2 <u>使用許可に係る期間が1月に満たない</u>
	場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第23号議案

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 について

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例(平成7年栃木県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置) 第1条 略 2 センターは、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「困難女性支援法」という。)</u>第9条第1項に規定する<u>女性相談支援センター</u>、<u>困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。)</u>第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。 3 略</p> <p>(業務) 第1条の2 前条第3項の北館においては、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>困難女性支援法第9条第3項第2号</u>に掲げる業務 (2) <u>困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>の業務</p>	<p>(設置) 第1条 略 2 センターは、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項</u> <u>に規定する婦人相談所</u>、<u>同法第36条</u> <u>に規定する婦人保護施設</u>及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。 3 略</p> <p>(業務) 第1条の2 前条第3項の北館においては、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>売春防止法第34条第3項第3号</u>に掲げる業務 (2) <u>売春防止法第36条</u>の業務</p>

<p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>困難女性支援法第9条第3項各号（第2号を除く。）</u>に掲げる業務</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>売春防止法第34条第3項第1号及び第2号</u> _____ に掲げる業務</p> <p>(2)～(6) 略</p>
--	---

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>	<p><u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号 _____）第65条第1項の規定に基づき、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>（以下「<u>女性自立支援施設</u>」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（設備及び運営に関する基準）</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条 _____ に定めるものを除くほか、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）</u>（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（人権への配慮等）</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「<u>法</u>」という。）第65条第1項の規定に基づき、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条 _____ に規定する婦人保護施設</u>（以下「<u>婦人保護施設</u>」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（設備及び運営に関する基準）</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設 _____ の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるものを除くほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号） _____</u>（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（人権への配慮等）</p> <p>第3条 <u>婦人保護施設 _____</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第4条 <u>婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上</u></p>

知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

第4条 略

第5条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第24号議案

栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 栃木県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年栃木県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(エに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項に規定するこども家庭センター</u>(助産師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>ウ <u>地域保健法(昭和22年法律第101号)第24条第2項第1号に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。)</u></p> <p>エ～キ 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者が、前条第4号又は第5号に該当した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還を免除す</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(エに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項</u>に規定する<u>母子健康包括支援センター</u>(助産師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>ウ <u>地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号</u>に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者が、前条第4号又は第5号に該当した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還を免除す</p>

る。

(1) 養成施設に在学していた間の修学資金にあつては、医療機関等のうち病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院以外のものの業務（第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあつては、同号ア（病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院を除く。）、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。）に引き続き5年間従事したとき。

ア 略

イ 児童福祉法_____第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）

ウ 児童福祉法第7条第2項_____に規定する指定発達支援医療機関

(2)・(3) 略

2 略

る。

(1) 養成施設に在学していた間の修学資金にあつては、医療機関等のうち病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院以外のものの業務（第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあつては、同号ア（病床数200床以上の病院（次に掲げる病院を除く。）及び県の開設する病院を除く。）、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。）に引き続き5年間従事したとき。

ア 略

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。）

ウ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

(2)・(3) 略

2 略

(栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 栃木県准看護師修学資金貸与条例（平成29年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還の免除)</p> <p>第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに次に掲げるいずれかの施設等において看護職員の業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項に規定する<u>こども家庭センター</u>（助産師が業務に従事する場合</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに次に掲げるいずれかの施設等において看護職員の業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県内の母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項_____に規定する<u>母子健康包括支援センター</u>（助産師が業務に従事する場合</p>

に限る。)

ウ 県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第24条第2項第1号
に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

(5) 略

に限る。)

ウ 県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号
に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

(5) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第25号議案

栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正について

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師修学資金貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>栃木県医師修学資金等貸与条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大学医学課程に在学する学生に対し栃木県医師修学資金（以下「修学資金」という。）を、臨床研修病院等において臨床研修を受ける医師に対し<u>栃木県医師研修資金（以下「研修資金」という。）</u>を貸与することにより、地域における医師の確保及び医療体制の充実を図り、もって県民の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>（貸与の対象）</p> <p>第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科、<u>産科又は救急科</u>の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>研修資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 修学資金の貸与を受けた者であること。</u></p> <p><u>(2) 大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあつては、1年1月以内）に臨床研修病院等で臨床研修を受ける者であること。</u></p>	<p>栃木県医師修学資金貸与条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、大学医学課程に在学する学生に対し栃木県医師修学資金（以下「修学資金」という_____。）を貸与することにより、地域における医師の確保及び医療体制の充実を図り、もって県民の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>（貸与の対象）</p> <p>第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科<u>又は産科</u>_____の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2 略</p>

(3) 将来公的医療機関等において第1項に定める業務に医師として従事しようとする者であること。

(貸与額等)

第4条 略

2・3 略

4 研修資金の貸与の月額は、25万円以内で知事が定める額とする。

5 第3項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「大学を卒業する日」とあるのは、「貸与期間が満了する日」と読み替えるものとする。

(貸与期間)

第5条 略

2 研修資金は、次条第2項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から24月分を限度として貸与するものとする。ただし、修学資金の貸与を受けた月数と通算して72月分を超えては貸与しないものとする。

(貸与契約等)

第6条 修学資金又は研修資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金等を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 略

(修学資金等の総額)

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金等の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第8条 知事は、借受者が修学資金等の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

(1) 略

(貸与額等)

第4条 略

2・3 略

(貸与期間)

第5条 略

(貸与契約等)

第6条 修学資金_____の貸与を受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 略

(修学資金の総額)

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第8条 知事は、借受者が修学資金の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

(1) 略

- (2) 退学し、又は臨床研修を中止したとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き、大学医学課程に在学し、又は臨床研修を受ける見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 略
- (6) その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 略

3 前項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「休学し、又は停学の処分を受けた」とあるのは「臨床研修を休止した」と、「復学した」とあるのは「臨床研修に復帰した」と読み替えるものとする。

(返還等)

第9条 修学資金等及び利息は、前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が第8条第1項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から大学を卒業した日の属する月の末日までの期間
- (2) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあつては、1年1月以内）に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同条第1項に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場

- (2) 退学_____したとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き__大学医学課程に在学する_____見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 略
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 略

(返還等)

第9条 修学資金及び利息は、前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

- (1) _____借受者が第8条第1項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から大学を卒業した日の属する月の末日までの期間
- (2) _____借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあつては、1年1月以内）に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (3) 第3条第1項_____に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（同項_____に定める業務に限る。）に従事する意思を有すると認められる場

合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

(返還等の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。

(1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（第3条第1項に定める業務に係るものに限る。）に従事した期間（以下「第1号従事期間」という。）が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) 略

2 知事は、従事期間が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還等債務の一部を免除することができる。

3 知事は、借受者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められるときは、返還等債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 借受者は、正当な理由がなくて、修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

(返還等の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。

(1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務（第3条第1項に定める業務に係るものに限る。）に従事した期間（以下「第1号従事期間」という。）が、修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) 略

2 知事は、従事期間が、修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還等債務の一部を免除することができる。

3 知事は、修学資金の借受者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められるときは、返還等債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 借受者は、正当な理由がなくて、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金（以下「旧修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

第26号議案

栃木県安心こども基金条例の一部改正について

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例

栃木県安心こども基金条例（平成21年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第27号議案

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正について

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1)～(6)</u> 略</p> <p>(知事指定薬物の指定)</p> <p>第13条 知事は、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p>第14条 知事指定薬物が第2条第1号から<u>第5号</u>までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。</p> <p>2・3 略</p> <p>(緊急時の勧告)</p> <p>第18条 知事は、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u></p> <p><u>(2)～(7)</u> 略</p> <p>(知事指定薬物の指定)</p> <p>第13条 知事は、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p>第14条 知事指定薬物が第2条第1号から<u>第6号</u>までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。</p> <p>2・3 略</p> <p>(緊急時の勧告)</p> <p>第18条 知事は、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の</p>

危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第13条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 略

(栃木県薬物指定審査会)

第21条 第13条第1項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第18条第1項の規定による勧告に関する事項その他の第2条第6号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～7 略

危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第13条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 略

(栃木県薬物指定審査会)

第21条 第13条第1項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第18条第1項の規定による勧告に関する事項その他の第2条第7号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～7 略

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）		別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～98 略		1～98 略	
99 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査</u>	略	99 <u>大麻取締法</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻取扱者免許</u> の申請に対する審査	略
100 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第6条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更</u>	略	100 <u>大麻取締法</u> 第10条第5項の <u>規定に基づく大麻取扱者</u> の登録事項の変更	略
101 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第7条第3項の規定に基づく	略	101 <u>大麻取締法</u> 第10条第6項の <u>規定に基づく</u>	略

く大麻草採取栽培者の免許証の 再交付	く大麻取扱者免許証 再交付
102～517 略	102～517 略
備考 略	備考 略

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2 （第2条関係）	別表第2 （第2条関係）
1～24 略	1～24 略
25 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> （昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	25 <u>大麻取締法</u> （昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 略	(1) 略
(2) <u>法第6条第3項の規定による届出の受理等</u>	(2) 略
(3) 略	(3) <u>法第10条第1項の規定による申請の受理等</u>
(4) <u>法第7条第3項の規定による申請の受理等</u>	(4) <u>法第10条第2項の規定による届出の受理等</u>
(5) <u>法第7条第4項の規定による免許証の返納の受理等</u>	(5) <u>法第10条第4項の規定による免許証の返納の受理等</u>
(6) <u>法第7条第5項の規定による免許証の返納の受理等</u>	(6) <u>法第10条第5項の規定による届出の受理等</u>
(7) <u>法第9条の規定による報告の受理等</u>	(7) <u>法第10条第6項の規定による申請の受理等</u>
(8) <u>法第11条ただし書の規定による許可の申請の受理等</u>	(8) <u>法第10条第7項の規定による免許証の返納の受理等</u>
(9) <u>法第12条第1項の規定による届出の受理等</u>	(9) <u>法第14条ただし書の規定による許可の申請の受理等</u>
(10) <u>法第12条第2項の規定による届出の受理等</u>	(10) <u>法第15条の規定による報告の受理等</u>
(11) <u>法第12条の2第1項の規定による届出の受理等</u>	(11) <u>法第16条第2項の規定による申請の受理等</u>
(12) <u>法第12条の4第1項の規定による届出の受理等</u>	(12) <u>法第17条の規定による報告の受理等</u>
(13) <u>法第12条の4第3項の規定による届出の受理等</u>	
(14) <u>法第12条の5第2項の規定による届出の受理等</u>	
26～31 略	26～31 略

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。

第28号議案

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、<u>法附則第14条</u>に規定する事業の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、<u>法附則第14条の2</u>に規定する事業の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第29号議案

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第2に掲げる項目（前条第1項に規定するものを除く。）に係る上乗せ基準は、水素イオン濃度に係るものにあつては特定事業場に係る排水について、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌数に係るものにあつては1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル（畜房施設に係る特定事業場にあつては、15立方メートル）以上である特定事業場に係る排水について、同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>① 略</p>	<p>第4条 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第2に掲げる項目（前条第1項に規定するものを除く。）に係る上乗せ基準は、水素イオン濃度に係るものにあつては特定事業場に係る排水について、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌群数に係るものにあつては1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル（畜房施設に係る特定事業場にあつては、15立方メートル）以上である特定事業場に係る排水について、同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（既設下水道終末処理施設に関する経過措置）</p> <p>2 この条例の規定は、昭和48年10月9日以前に設置された下水道終末処理施設のうち、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条第1項の表に該当する高速散水濾床法、モデファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する施設には、当分の間、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">（既設特定事業場に関する経過措置）</p> <p>3 第2条の規定は、附則別表に掲げる工場又は事業場（以下「既設特定</p>

事業場」という。)については、令和3年3月31日までの間、適用しない。

4 既設特定事業場については、令和3年3月31日までの間、第3条第1項中「別表」とあるのは「附則別表」と、「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第4条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」とあるのは「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」と、「同表」とあるのは「省令別表第2」と、第5条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第6条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第7条第1項中「別表」とあるのは「附則別表」と読み替えてこれらの規定を適用する。

附則別表を削る。

別表中「政令別表第1第71号の5」を「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第71号の5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定、附則別表を削る改正規定並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

第30号議案

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部改正について

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第1条 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例(平成8年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 駐車場又は別表に掲げる駐車場の附属施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>駐車場については別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、同表に掲げる駐車場の附属施設については同表に掲げる上限額を超えない範囲内において、それぞれ指定管理者が定める。</u>この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 駐車場_____を利用する者(以下「利用者」という。)は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、_____別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、_____ _____指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>

(栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(令和5年栃木県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

1 駐車場の利用料金の基準額

(1) 普通利用の場合

駐 車 場 名	車両区分	単 位	基 準 額
湖畔第一駐車場 華巖の滝第一駐車場 華巖の滝第二駐車場 赤沼園地駐車場	二 輪 車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
	大 型 バ ス	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
立木第二駐車場 歌ヶ浜第一駐車場	二 輪 車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円
	大 型 バ ス	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
湖畔第二駐車場 二荒山神社南駐車場	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
立木第一駐車場 歌ヶ浜第二駐車場 歌ヶ浜おもいやり駐車場	普通自動車	1 台 1 回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超え6時間までの場合は500円、6時間を超える場合は1,000円

(2) 共通一日券を利用する場合

車両区分	単 位	基 準 額
二 輪 車	1 台 1 日	400円
普通自動車	1 台 1 日	1,000円
大 型 バ ス	1 台 1 日	4,000円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 「普通利用」とは、1回の利用をする場合であって、共通一日券を利用する場合以外のものをいう。
- 「共通一日券」とは、1日の間随時に複数の駐車場（二輪車又は大型バスで利用する場合にあっては、湖畔第一駐車場、華巖の滝第一駐車場、華巖の滝第二駐車場、立木第二駐車場、歌ヶ浜第一駐車場及び赤沼園地駐車場に限る。）の利用をすることができる利用券をいう。
- 「1日」とは、午前4時から翌日の午前4時前をいう。
- 利用開始の後最初に到来する午前4時以後継続して利用するときは、当該午前4時前の利用を1回とし、当該午前4時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

2 駐車場の附属施設の利用料金の上限額

附属施設名	上 限 額
電気自動車用充電設備	1回につき6,000円

備考

- 1 「電気自動車用充電設備」とは、電気を動力源の全部又は一部とする自動車に充電するための設備をいう。
- 2 1回とは、30分までの利用をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

第31号議案

栃木県建築基準条例等の一部改正について

栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第1条 栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特殊建築物 第1節 通則(第7条の2-第12条) 第2節～第9節 略 第6章～第9章 略 附則</p> <p style="text-align: center;">第1節 略</p> <p>(別の建築物とみなすことができる部分)</p> <p><u>第7条の2 第20条第1号、第24条、第26条、第31条、第32条及び第38条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p>(区画避難安全性能を有する区画部分等に対する適用の除外)</p> <p>第8条 令第128条の7第2項に規定する区画避難安全性能を有する同条</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 特殊建築物 第1節 通則(第8条-第12条) 第2節～第9節 略 第6章～第9章 略 附則</p> <p style="text-align: center;">第1節 略</p> <p>(区画避難安全性能を有する区画部分等に対する適用の除外)</p> <p>第8条 令第128条の6第2項に規定する区画避難安全性能を有する同条</p>

第1項に規定する区画部分、令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第42条第1項（階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3 略

（避難経路の確保）

第9条 法別表第1（い）欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、地階又は3階以上の階に居室を有し、かつ、特定主要構造部を耐火構造又は令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段（避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。）から屋外への出口に至る歩行距離が令第120条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分（当該部分から人が出入りすることのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。）は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものと及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

（前面空地）

第15条 略

2 略

3 第1項に規定する空地又は通路には、特定主要構造部が耐火構造又は不燃材料の建築物の部分（不燃材料で造られている出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を設けることができる。この場合において、当該部分までの内のりの高さは、3メートル以上としなければならない。

（ボイラー室の構造）

第25条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号のいずれにも適合するものと

第1項に規定する区画部分、令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第42条第1項（階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2・3 略

（避難経路の確保）

第9条 法別表第1（い）欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、地階又は3階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段（避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。）から屋外への出口に至る歩行距離が令第120条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分（当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。）は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものと及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

（前面空地）

第15条 略

2 略

3 第1項に規定する空地又は通路には、主要構造部が耐火構造又は不燃材料の建築物の部分（不燃材料で造られている出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を設けることができる。この場合において、当該部分までの内のりの高さは、3メートル以上としなければならない。

（ボイラー室の構造）

第25条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号のいずれにも適合するものと

しなければならない。

(1) 特定主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(2) 略

2 略

(歩行経路の制限)

第29条 ホテル等の用途に供する建築物で令第121条第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を有するものの3階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間（以下この条において「重複区間」という。）があるときにおける重複区間の長さは、10メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

(1) 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている階

(2) 略

2 略

(2階に設ける共同住宅及び寄宿舎の制限)

第32条 共同住宅又は寄宿舎は、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は料理店の用途に供する地階又は1階の部分の特定主要構造部が準耐火構造（壁、柱、床及びはり）にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）でない建築物の2階に設けてはならない。

(出口)

第33条 共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口 _____

_____は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

しなければならない。

(1) 主要構造部 _____を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(2) 略

2 略

(歩行経路の制限)

第29条 ホテル等の用途に供する建築物で令第121条第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を有するものの3階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間（以下この条において「重複区間」という。）があるときにおける重複区間の長さは、10メートル未満となければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

(1) 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている階

(2) 略

2 略

(2階に設ける共同住宅及び寄宿舎の制限)

第32条 共同住宅又は寄宿舎は、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は料理店の用途に供する地階又は1階の部分の主要構造部 _____が準耐火構造（壁、柱、床及びはり）にあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。）でない建築物の2階に設けてはならない。

(出口)

第33条 共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口 (屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。) _____は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(出口)

第42条の2 第33条の規定は、長屋の用途に供する建築物について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口_____

_____」とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第1号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

第43条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対 象 区 域	法別表第4 (に)欄の号
1～5 略	
6 用途地域の指定のない区域のうち法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の5、10分の8、10分の10又は10分の20と定められた区域	略

2・3 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第44条 略

2 法第3条第2項の規定により第20条第1号、第24条から第26条まで、第31条、第32条又は第38条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築（増築又は改築に係る部分が、令第137条の4第1号に該当するものに限る。）をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第20条第1号、第24条から第26条まで、第31条、第32条又は第38条の規定の適用を受けない建築物であって、こ

(出口)

第42条の2 第33条の規定は、長屋の用途に供する建築物について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第1号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

_____」とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第1号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

第43条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対 象 区 域	法別表第4 (に)欄の号
1～5 略	
6 用途地域の指定のない区域のうち法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の5、10分の8、10分の10又は10分の20と定められた区域	略

2・3 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第44条 略

これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第137条の14第2号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（栃木県手数料条例の一部改正）

第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）		別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）	
事務	金額	事務	金額
1～455の3の5 略		1～455の3の5 略	
455の3の6 <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査</u>	27,000円		
455の3の7 <u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査</u>	27,000円		
455の4 <u>建築基準法施行令</u> 第137条の16第2号の規定に基づく移転に関する認定の申請に対する審査	略	455の4 <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく移転に関する認定の申請に対する審査</u>	略
456～464の4 略		456～464の4 略	
464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ	464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

	<p>れ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>れ次に定める金額</p> <p>(1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	
464の6・464の7 略		464の6・464の7 略	
464の8 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、<u>汚物処理場</u>、</p>	464の8 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、<u>汚染処理場</u>、</p>

	<p>ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>		<p>ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の12の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び464の15の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>464の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p>略</p>	<p>464の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	<p>略</p>
<p>464の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13</u></p>	<p>略</p>	<p>464の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第13</u></p>	<p>略</p>

<p>条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>		<p>条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	
<p>464の11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>略</p>	<p>464の11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>略</p>
<p>464の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略</p>	<p>464の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略</p>
<p>464の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た</p>	<p>464の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た</p>

	<p>金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号</u>に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合に、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>		<p>金額を合算した金額</p> <p>(1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項第1号</u>に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合に、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
464の14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略	464の14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略
464の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性</p>	464の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第41条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性</p>

<p>定の申請に対する審査</p>	<p>能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 略 2 略</p>	<p>定の申請に対する審査</p>	<p>能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(3) 略 2 略</p>
<p>465～517 略</p>		<p>465～517 略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

(栃木県カーボンニュートラル実現条例の一部改正)

第3条 栃木県カーボンニュートラル実現条例（令和5年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減) 第22条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第6条第1項に規定する建築をいう。）又は修繕等（同条第2項に規定する修繕等をいう。）をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能（同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減) 第22条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第6条第1項に規定する建築をいう。）又は修繕等（同条第2項に規定する修繕等をいう。）をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能（同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第32号議案

栃木県手数料条例等の一部改正について

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第1条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、<u>証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係る手数料</u></p> <p>(2) <u>地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料(前号に掲げるものを除く。)</u></p>	<p>(手数料の徴収方法)</p> <p>第3条 県が徴収する手数料は、<u>別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</u></p>

(栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条の2 前条の入学考査料は、<u>栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により</u></p>	<p>第1条の2 前条の入学考査料は、<u>栃木県収入証紙をもって納付するものとする。</u></p>

委託するものについては、この限りでない。

(栃木県公害紛争処理条例の一部改正)

第3条 栃木県公害紛争処理条例（昭和45年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の手数料を</u> <u>納めなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の手数料は、栃木県収入証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p> <p>(手数料の免除又は納付の猶予)</p> <p>第9条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手續への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項又は第3項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料の全部若しくは一部を免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の手数料は、申請書又は参加申立書に手数料の金額に相当する額の栃木県収入証紙をはって納めなければならない。</u></p> <p><u>4 令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を同条の書面にはって納めなければならない。</u></p> <p>(手数料の免除又は納付の猶予)</p> <p>第9条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手續への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項_____の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料の全部若しくは一部を免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>2 略</p>

(栃木県立産業技術専門校条例の一部改正)

第4条 栃木県立産業技術専門校条例（昭和47年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入校試験料)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(入校試験料)</p> <p>第9条 略</p>

<p>2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>	<p>2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>
--	---

(栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正)

第5条 栃木県立衛生福祉大学校条例（昭和59年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学試験料) 第6条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>	<p>(入学試験料) 第6条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>

(栃木県農業大学校条例の一部改正)

第6条 栃木県農業大学校条例（昭和59年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学試験料) 第5条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</u></p>	<p>(入学試験料) 第5条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第7条 栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の徴収方法)</u></p>	<p><u>(手数料の徴収方法)</u></p>

第14条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) 第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務（同項の事務にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付の申請に係るものに限る。）に係る手数料

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料（前号に掲げるものを除く。）

第14条 県が徴収する手数料は、第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務（同項の事務にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付の申請に係るものに限る。）に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。

（栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第8条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例（平成14年栃木県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料</u></p> <p><u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>3 略</p>	<p>（使用料）</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 使用料は、技術支援センターの有料施設等の利用に係るものを除き、栃木県収入証紙により納付しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第33号議案

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 学校看護師特殊勤務手当</u></p> <p>第14条 略</p> <p><u>(学校看護師特殊勤務手当)</u></p> <p>第15条 <u>学校看護師特殊勤務手当は、県立学校の職員のうち技術職給料表(2)の適用を受けるものが、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）に関する業務で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき5,100円を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>第16条～第18条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条～第17条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第34号議案

栃木県地方警察職員定数条例の一部改正について

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県地方警察職員定数条例（昭和29年栃木県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3,429人」とあるのは「3,436人」と、「3,893人」とあるのは「3,900人」と、同条第2項中「1,082人」とあるのは「1,089人」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>① 略</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第35号議案

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正について

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成14年栃木県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体（以下この条において「下着等」という。）をのぞき見し、<u>又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡その他下着等を映すことができる機器（以下この条において「手鏡等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けること。</u></p> <p>(3) <u>下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下この条において「写真機等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けること。</u></p> <p>(4) 衣服等を透かして見ることができる<u>機器</u>を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</u></p> <p>2 何人も、みだりに、<u>住居、浴場、便所、更衣室その他</u> <u>が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でい</u></p>	<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体（以下この条において「下着等」という。）をのぞき見し、<u>若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡、写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等下着等をのぞき見し、若しくは撮影することができる状態にする</u> こと。</p> <p>(3) 衣服等を透かして見ることができる<u>写真機等</u>を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</p> <p>2 何人も、みだりに、<u>公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他の公衆</u><u>が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でい</u></p>

るような場所における当該状態の他人に対し、次に掲げる行為をしては
ならない。

(1) 当該状態の他人をのぞき見すること。

(2) 当該状態の他人を撮影し、又は当該状態の他人を撮影する目的で、
写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてこと。

3 何人も、みだりに、教室、事務所、集会場その他の不特定若しくは多
数の者の用に供される場所（公共の場所を除く。）又はタクシー、貸切
用のバスその他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（公共の
乗物を除く。）における他人に対し、次に掲げる行為を

してはならない。

(1) その性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣
服等の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。

(2) 下着等をのぞき見し、又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣
服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡等
を設置し、若しくは下着等に向けてこと。

(3) 下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中
をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機等を設置
し、若しくは下着等に向けてこと。

(嫌がらせ行為の禁止)

第7条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情
(ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2
条第1項に規定する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされな
かったことに対する怨恨の感情を除く。)を充足する目的で、当該特定
の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社
会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（第1号
から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、
学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住
居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著し
く害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）
を反復して行ってはならない。

(1)～(7) 略

る 場所における当該状態の他人の身体を撮影し、又は撮影する目
的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてはならな
い。

3 何人も、みだりに、教室、事務所 その他の特定かつ 多
数の者の用に供される場所 又は 貸切
用のバスその他の特定かつ 多数の者の用に供される乗物における
下着等をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該下着等を撮影しよう
として写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等当該下着等を撮影するこ
とができる状態にしてはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第7条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情
(ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2
条第1項に規定する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされな
かったことに対する怨恨の感情を除く。)を充足する目的で、当該特定
の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社
会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（第1号
から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、
学校その他その 通常所在する場所（以下「住
居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著し
く害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）
を反復して行ってはならない。

(1)～(7) 略

(8) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

(9) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

2 何人も、みだりに特定の者に対して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、文書を送付し、電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）をし、若しくはファクシミリ装置を用いて送信する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等に該当する行為を除く。）を反復して行ってはならない。

3 略

4 何人も、第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該違反行為の相手方の氏名、住所その他の当該違反行為の相手方に係る情報で当該違反行為をするために必要となるものを提供してはならない。

2 何人も、みだりに特定の者に対して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ_____、電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）をし、若しくはファクシミリ装置を用いて送信する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等に該当する行為を除く。）を反復して行ってはならない。

3 略

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第36号議案

栃木県警察関係手数料条例の一部改正について

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、警備業法（昭和47年法律第117号）<u>及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</u> _____の規定に基づき公安委員会、警察署長等が処理する事務等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)</p> <p>第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく</td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～7 略		7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく	14,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、警備業法（昭和47年法律第117号）<u>_____自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）</u>の規定に基づき公安委員会、警察署長等が処理する事務等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)</p> <p>第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～7 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく</td> <td style="text-align: center;">12,700円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	手数料の額	1～7 略		7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく	12,700円
事 務	手数料の額												
1～7 略													
7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく	14,000円												
事 務	手数料の額												
1～7 略													
7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく	12,700円												

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習
8～14 略

(警備業法に関する手数料)

第10条 県は、警備業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 略	
2 略	
3～11 略	

2 略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第11条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	12,000円

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習
8～14 略

(警備業法に関する手数料)

第10条 県は、警備業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 略	
2 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	2,000円
3 略	
4 法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	2,200円
5～13 略	

2 略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第11条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	12,000円
2 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	1,700円
3 法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	2,100円

(探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)

第12条 県は、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、

1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事 務	手数料の額
1 法第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	3,600円
2 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1,600円
3 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	1,100円

第12条～第16条 略

第13条～第17条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第37号議案

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第38号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
みぶ中泉地区用地造成事業	壬生町	円 4,000,000,000	円 994,875,000

第39号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県総合文化センター
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市本町1番8号
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

第40号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県立日光霧降アイスアリーナ
- 2 指定管理者となる団体 日光市瀬尾1640番地22
一般財団法人日光市公共施設振興公社 代表理事 斎藤 信義
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第41号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県グリーンスタジアム
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市不動前1丁目3番14号
北関東総合警備保障株式会社 代表取締役 青木 靖典
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第42号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県ライフル射撃場
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市上戸祭町60番地1
栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」
代表者 株式会社狩猟者安全管理センター 代表取締役 谷田貝 勝 浩
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第43号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県立県南体育館
- 2 指定管理者となる団体 小山市中央町1丁目1番1号
小山市 市長 浅野 正 富
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第44号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立県北体育館
- 2 指定管理者となる団体 大田原市本町1丁目4番1号
大田原市 市長 相馬 憲一
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第45号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立温水プール館
- 2 指定管理者となる団体 小山市中央町1丁目1番1号
小山市 市長 浅野 正 富
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第46号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 とちぎ男女共同参画センター
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市野沢町4番地1
公益財団法人とちぎ男女共同参画財団 理事長 矢野 哲也
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第47号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 とちぎ健康づくりセンター
とちぎ生きがいきづくりセンター
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市駒生町3337番地1
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 理事長 鈴木 正 人
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

第48号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 とちぎ福祉プラザ
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市若草1丁目10番6号
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 会長 関 根 房 三
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第49号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立日光自然博物館
栃木県奥日光地区駐車場
栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設
- 2 指定管理者となる団体 日光市中宮祠2480番地1
株式会社日光自然博物館 代表取締役 沼 尾 正 史
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

第50号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立宇都宮産業展示館
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市宝木本町1474番地5
大高商事グループ
代表者 株式会社大高商事 代表取締役 伊 原 修
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第51号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県なかがわ水遊園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市一の沢2丁目2番13号
公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

第52号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 とちぎ花センター
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市一の沢2丁目2番13号
公益財団法人栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第53号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 栃木県土上平放牧場
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市平出工業団地6番地7
酪農とちぎ農業協同組合 代表理事組合長 白 井 勉
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第54号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 とちぎ明治の森記念館
- 2 指定管理者となる団体 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 市長 渡 辺 美知太郎
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第55号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県井頭公園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市西川田4丁目1番1号
井頭公園指定管理グループ
代表者 公益財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 熊倉 一 臣
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第56号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 栃木県那須野が原公園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市西川田4丁目1番1号
那須野が原公園指定管理グループ
代表者 公益財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 熊倉 一 臣
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第57号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県みかも山公園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市西川田4丁目1番1号
みかも山公園指定管理グループ
代表者 公益財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 熊 倉 一 臣
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第58号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県日光だいや川公園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市下荒針町2678番地1372
日光だいや川公園管理運営グループ
代表者 株式会社清水造園 代表取締役 清水 孝真
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第59号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施設 の 名 称 栃木県とちぎわんぱく公園
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市西川田4丁目1番1号
とちぎわんぱく公園指定管理グループ
代表者 公益財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 熊 倉 一 臣
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第60号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設の名称 栃木県立とちぎ海浜自然の家
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市本町1番8号
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第61号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 栃木県立なす高原自然の家
- 2 指定管理者となる団体 宇都宮市本町1番8号
公益財団法人とちぎ未来づくり財団 理事長 千金楽 宏
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第62号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 施設 の 名 称 栃木県民ゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体 那須郡那珂川町健武2304番地1
グレイズ・インターナショナル株式会社 代表取締役 今 瀬 瑞比古
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第63号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和6年2月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 16,016,000円以内
- 4 費用の支払方法 概算払とし、四半期ごとの支払
- 5 契約の相手方 宇都宮市東宿郷5丁目2番10号ノブレス駅東公園403号室 江原 照雄
- 6 契約の相手方の資格 公認会計士